

## 各事業場の衛生水準の向上や快適職場の形成促進を

名古屋北労働基準監督署長 田中 哲夫



名北労働基準協会の会員の皆様には、日頃より名古屋北労働基準監督署の行政の推進に関しまして、ご理解ご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

さて、『みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理』のスローガンのもと、第65回全国労働衛生週間が10月1日から7日まで全国一斉に実施されます。

このスローガンには、事業者等が労働者の健康障害防止をはかるだけで

はなく、働く人も一緒に  
なつて心身両面の健康管理を進めていこうという  
願いがあるものだと思います。

皆様方におかれましては、既に準備期間中に、労働衛生活動の総点検を行うほか、各種の取り組みを実施していただいたことと拝察しますが、本週間においては、事業者、総括安全衛生管理者等による職場巡視、スローガンの掲示、労働衛生に関する講習会・見学会等の開催などにより労働衛生水準の一層の向上及び自主的な労働衛生管理活動の定着を図っていただきますようお願いいたします。

さて、労働衛生管理の重要性が年を追うごとに増えています。いろいろ

な機会に今年の行政の重点はABCだと言明させていたれています。

Aとは安全対策のこと、Bとはいわゆるブラック企業にかかる対策のこと、Cとは化学物質対策のこと、Dとはディーセントワークの実現の事を指します。最近では、さらにE（従業員支援プログラム）EAP、Employee Assistance Program、労働者へ提供される心理相談などのメンタルヘルスケアの総称）を加えて労働基準行政のABCDEとして、その重要性をご案内させていただいてるところです。例示させていただいた、このCとEについては、労働衛生の眼目ですので、労働衛生週間において再確認

をお願いします。

また、このほど、労働基準関係では、二つの法律の制定・改正がありました。一つは、労働安全衛生法の改正です。全部で7項目ありますが、重要項目とされる3つは直接労働衛生にかかる内容となっています。その3項目とは、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施の義務化」「ストレスチェックの実施の義務化」「受動喫煙防止措置の努力義務化」です。それぞれの施行期日は今後定めていくこととなりますが、今からその対応の準備をお願いします。さらに、過労死等防止対策推進法が新しく制定されました。法律で初めて「過労死」を定義した

ことのほか、防止対策の研究と財政上の支援を定めています。特に、11月を過労死等防止啓発月間として規定し、広く国民に周知することとされています。

このように、「メンタルヘルス対策」につきましては、特に充実した対策が必要です。全国における自殺者数は、最近はやや減少しましたが、10年以上も連続して3万人を超えておりました。自殺の原因・動機は、健康問題や経済問題が大きいものの、勤務問題を掲げたものも1割程度あり、職場での予防対策が非常に重要になっております。

労働衛生の趣旨は、労働者の心と体の健康を確保し、働きやすい快適な職場環境を実現することです。全国労働衛生週間を契機に、各事業場の衛生水準の向上や快適職場の形成促進が図られることを期待する次第です。